

# 第二次 広野町教育ビジョン

(2020年度～2024年度)

子どもたちがのびのびと育ち  
笑顔が輝く広野町をめざして



令和2年4月  
広野町



# はじめに

---

これからの社会は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は急速に変化し、予測困難な時代となっていくと予想されています。このような時代を生き抜いていくためには、子どもたちに「様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力」「情報と情報を統合し、再構成するなどして新たな価値につなげていく力」等を育成することが求められています。

このような中、本町では、平成27年に教育大綱と第1次教育ビジョンを策定し、東日本大震災後の教育活動を行ってきました。策定から5年が経過した現在、東日本大震災から10年目を迎え、広野町を取り巻く状況や教育情勢も日々変化しています。平成31年4月には、県立ふたば未来学園中学校が開校し、町立広野中学校独自の魅力を創出することや県立中学校と連携した互惠性のある教育活動を展開していくことが求められるようになってきました。第2次教育ビジョンには、平成29年2月に設置された「広野町幼小中魅力化検討委員会」から出された「魅力ある教育-5つの提言-」が盛り込まれ、本町の子どもたちを育成する教育施策の方向性が定められています。

今後の本町のまちづくりを展望したとき、時代や社会の変化に対応しつつ、未知の領域に挑戦し、次の世代を担う人材をどのように育成していくか、そのことに尽きると言っても過言ではありません。「地域が人を育み 人が地域をつくる」という考え方を礎として、子どもたち一人一人が、ふるさと広野の歴史や風土を感じながら、多くの人とのかかわりを通して、これからの未来を生き抜く力を身に付けることができるよう、関係機関が知恵を出し合いながら「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち広野」の実現につなげてまいります。

令和2年4月1日

広野町長 遠藤 智

# 目 次

1	教育ビジョンの概要	
(1)	教育ビジョンの位置付け	1
(2)	計画期間	1
(3)	関連計画等との整合	1
2	基本方針	2
3	教育目標	2
4	施策体系	2
5	施策の方向性	4
	(参考資料)	
	関連資料	8
	法令関係 (抜粋)	10

# 1 教育ビジョンの概要

## (1) 教育ビジョンの位置付け

教育ビジョンは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策をまとめた広野町教育大綱に基づき、学校教育の振興のための施策に関する基本的な計画をまとめたものです。

## (2) 計画期間

前回の策定から5年が経過した、新たに見直しをする教育大綱及び教育基本計画（教育ビジョン）は、令和7年3月までのものとします。なお、今後の社会情勢や教育情勢等の変化を踏まえながら、中間年（令和5年3月）において見直しを図ります。

## (3) 関連計画等との整合

### ① 第5次広野町町勢振興計画

町では、町民、事業者、行政等すべての主体が共有する町の将来ビジョンを描き、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となる「基本構想」とそれを実現するための工程や重点施策を示した「基本計画」から構成された「振興計画」を基に各種政策を立案・実施しています。

広野町の将来像「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち広野」の実現に向け、町の重点施策として「子どもたちを安心して育てることのできるまち」が基本方針にあげられています。

### ② 広野町魅力化検討委員会からの「5つの提言」

町では、平成31年4月に県立中学校が開校されるのを見据え広野中学校独自の魅力を創出することを念頭に、平成29年2月広野町幼小中魅力化検討委員会を設置しました。「魅力ある教育-5つの提言-」（①幼・小・中連携教育の推進、②多様な個性が生かされる教育、③ICT教育の推進、④グローバル教育の推進、⑤郷土への愛着を育む）には、これまでの教育実践を踏まえ、町立学校の在り方や今後の取り組みを審議してきた内容が提言されています。

### ③ その他

国及び福島県が策定している次の計画の内容についても踏まえながら策定しています。

○【国】第3期教育振興基本計画（計画期間：H30～R4）

○【県】第6次福島県総合教育計画（計画期間：H25～H32）

がんばる学校応援プラン（計画期間：H29～H32）



## 2 基本方針

これからの社会は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は急速に変化し、予測困難な時代になっていくと予想されています。東日本大震災後の本町においてもその兆候が見られます。そのような時代を生き抜いていくためには「様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力」, 「情報と情報を統合し、再構成しながら新たな価値観を創り上げていく力」等を育成することが求められています。

まちの将来像（「第5次広野町町勢振興計画基本構想」より）である「子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野」を踏まえ、広野の豊かな自然や町民間の温かな人間関係の中で、子どもたちがのびのびと育ち、未来を切り拓く力を身に付けることができるよう、魅力ある教育の実現をめざします。

子どもたちの輝く笑顔が広野町の未来  
—子どもたちがのびのびと育ち、笑顔が輝く広野町をめざして—

## 3 教育目標

夢や希望を抱き 未来をたくましく生き抜く  
幅広い見識と創造性の育成

- 1 確かな学力と自ら学ぶ意欲や態度を育みます（知）
- 2 人への思いやりの心とふるさとへの愛着を育みます（徳）
- 3 生涯にわたり健康で安全に生活する力を育みます（体）

## 4 施策体系

- I 確かな学力を育成する学校教育の推進
- II 地域と学校が協働する学びの創造
- III グローバル人材を育成する教育の推進
- IV 学びのセーフティネットの構築

## I 確かな学力<sup>※1</sup>を育成する学校教育の推進

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善の推進
- ② ICT<sup>※2</sup>を活用した教育の推進
- ③ 園・小・中が連携したつなぐ教育の推進

※1 確かな学力

学習指導要領における資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」）のこと

※2 ICT（「Information and Communication Technology」の略語）

情報通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと

## II 地域と学校が協働する学びの創造

- ① 「ふるさと広野」の教育素材を活用した指導体制の充実
- ② 学校・家庭・地域の協働による学習環境の整備

## III グローバル人材を育成する教育の推進

- ① 海外教育交流派遣事業を見据えた英語教育の推進
- ② 語学力やコミュニケーション能力を育成する環境の整備
- ③ ふるさとの伝統・文化への理解促進

## IV 学びのセーフティネット<sup>※3</sup>の構築

- ① 子どもの個性が活かされる支援体制の充実
- ② 学びの場が保障される環境の整備

※3 学びのセーフティネット

家庭の経済的事情や児童生徒の発達特性等に関わらず、すべての子どもの能力と可能性を最大限高められる教育を実現するための支援体制のこと

## 5 施策の方向性

### I 確かな学力を育成する学校教育の推進

#### 【方針】

これまで広野幼小中学校にて実施されてきた連携教育を生かしながら、これからの社会を生き抜く力を身に付け、新しい時代に対応できる子どもを育むための学校教育を推進していきます。

#### ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善の推進

「授業こそ学校の命」という理念の下、目の前の子どもと向き合い「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、子どもたち一人一人にこれから求められる資質・能力を育成するための授業改善を推進します。

##### 【実践例】

- 外部講師を招聘した授業研究会と校内互見授業の強化
- 教職員の指導力向上を目的とした研修の充実

#### ② ICT を活用した指導体制の充実

新しい時代に対応した教育をしっかりと支えていくために、ICTを活用するための学校教育環境の充実、及び整備した環境を効果的に活用する指導体制の充実を図ります。

##### 【実践例】

- 一人1台の使用が可能となるタブレットの整備と効果的な運用
- ICT支援員を活用した学習サポート体制の強化

#### ③ 園・小・中が連携したつなぐ教育の推進

「義務教育終了時点の子どもの姿」を全教職員が共有し、広野町の実態にあった特色ある「園小連携」と「小中連携」を図ることで、校種間の垣根を感じず、広野町で安心して学ぶことができる教育の充実を図ります。

##### 【実践例】

- アプローチ・スタートカリキュラム<sup>※4</sup>、キャリア・パスポート<sup>※5</sup>の活用
- こども園・小・中学校の子どもたちが交流する教育活動の推奨
- 園・小・中合同の授業研究会の開催

※4 アプローチ・スタートカリキュラム

保育と小学校教育のつながりを意識した接続期の教育課程（カリキュラム）のこと

※5 キャリア・パスポート

子どもが自身の変容や成長を自己評価できるように工夫された記録の累積のこと



## II 地域と学校が協働する学びの創造

### 【方針】

地域の自然・伝統・文化や産業，地域の課題等，ふるさとを理解し，ふるさとへの愛着をもった人材を育成するために，地域社会・地域住民に開かれた学校づくりを推進します。また，社会教育においては，ふるさとへの愛着をもたせるだけでなく，子ども一人一人が自己の個性や能力を発揮し，成功体験を積み重ねることで，達成感や自己肯定感を高める子どもの姿を求めていきます。

### ① 「ふるさと広野」の教育素材を活用した指導体制の充実

東日本大震災後の復興・創生が進む広野町において，小・中学校で活用できる教育素材を整備・開発し，広野町の「ひと・もの・こと」を積極的に活用できる指導体制を強化していきます。

#### 【実践例】

- 地域学習で活用できる広野町版副読本の作成・活用
- 地場産物を利用した給食の提供と食育の充実
- 映像教育（シネリテラシー）を活用した探究活動の推進

### ② 学校・家庭・地域の協働による学習環境の整備

広野町に生きる子どもたち一人一人は，次代のまちを支えるかけがえのない存在です。そして，この町に生きる住民が互いを尊重しながら協力し合い，予測困難な問題を解決していこうとする態度が必要になってきます。学校と家庭，地域住民，社会教育機関等が，学校教育内外の活動において有機的に協働し，学校を核とした地域社会全体で子どもを育む環境を整備します。

#### 【実践例】

- 魅力化推進協議会<sup>※6</sup>と連携したカリキュラム・マネジメント<sup>※7</sup>
- 地域住民や保護者等の参画による学校運営の推進
- 広野町人権教育総合会議が中心となった人権教育体制の整備
- 地域住民とかかわる社会教育活動の充実  
(スポーツ，文化芸術活動，自然体験活動等)

※6 魅力化推進協議会

広野町立学校の魅力化を図るため，地域住民や団体等の参画により形成された学校を支援する地域ネットワークであり，地域学校協働本部を包括する会のこと

※7 カリキュラム・マネジメント

子どもや地域の実状を踏まえ，学校の教育目標を実現するために，学校の教育課程を編成し，それを実施・評価し改善していくこと

## Ⅲ グローバル人材を育成する教育の推進

### 【方針】

グローバル化が進む国際社会において、語学力とコミュニケーション力の向上は勿論、自国の文化を理解し、異文化を尊重していく態度が大切です。学習指導要領においても、小学校第3学年、第4学年で外国語活動が、第5学年、第6学年で外国語科が新設されています。園・小・中の英語教育の連携を図りながら、グローバル化が進む国際社会で活躍する子どもの姿を求めていきます。

### ① 海外教育交流派遣事業を見据えた英語教育の推進

日々の授業で育成した「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を活用し、実際に外国の方々とかかわったり、海外の文化を感じたりすることができる教育環境の充実を図ります。

#### 【実践例】

- 小学校第5学年、中学校第1学年による異文化交流宿泊体験の実施
- 中学校第2学年による海外教育交流派遣事業の実施

### ② 語学力やコミュニケーション能力を育成する環境の整備

日々の授業や日常生活において、子どもたちが生きた外国語に触れる機会を増やし、自信をもって外国の方々とかかわることができるようにします。

#### 【実践例】

- 園・小・中における外国語指導助手（ALT）の効果的な活用
- 海外教育交流派遣事業におけるオリジナルプログラムの実施  
（現地の同世代のバディやホストファミリー、現地企業スタッフへの自己表現活動や交流活動等）

### ③ ふるさとの伝統・文化への理解促進

グローバル人材の育成には、「自国の文化の理解」が必要不可欠です。地域人材を活用しながら、ふるさとの伝統・文化を理解する場を設けます。

#### 【実践例】

- 各教科等における広野町の伝統・文化にかかわる教材の活用
- ふるさとの伝統・文化にかかわる生涯学習事業との連携

## IV 学びのセーフティネットの構築

### 【方針】

広野町では、子どもの一人一人の学びを保障していきます。発達や心のケア、日本語能力、いじめの問題、家庭の経済的事情等で何らかの困難な状況を抱える子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、環境の整備、支援・教育相談体制や子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた支援の充実を図ります。

### ① 子どもの個性が活かされる支援体制の充実

東日本大震災から9年が経過し、子どもたちの生活する環境も大きく変化しています。自分では解決することができない困難な状況（発達、心のケア、家庭環境等）にある子どもたちも多く、学校以外の専門機関と連携を図り、子どもたちの育ちを見守る必要があります。広野町では、子どもたちへの支援・教育相談体制や子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた支援の充実を図ります。

#### 【実践例】

- こども家庭課や関係機関等との連携を図った教育相談体制の充実
- 園・小・中が連携した特別支援教育の推進
- スクールカウンセラー<sup>※8</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>※9</sup>、支援員等を効果的に活用した支援体制の充実

#### ※8 スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止める相談業務を充実させるために設置された、臨床心理に専門的な知識を有する学校外の専門家のこと

#### ※9 スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと

### ② 子どもの学びの場が保障される環境の整備

家庭環境や地域の生活環境に影響されず、子どもや家庭、地域のニーズに応じて、学びの場を保障していく必要があります。「どの子どもにも学ぶ場を保障する」と理念の下、子ども一人一人が学べる場を整備していきます。

#### 【実践例】

- 放課後の時間を活用した「ひろの元気教室」の開設
- 基礎学力の向上や自分の進路実現を見据えた「町営学習塾」の開設
- 各種検定料（英語検定、数学検定、漢字検定等）の補助
- 地域の実態に応じた「放射線教育、防災教育」の推進



## 関連資料

### 東日本大震災後から現在までの歩み

年 月 日	広野町の学校園にかかわるできごと
H23. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 時 46 分 東日本大震災発生</li> <li>小学校全児童数：311 名 中学校全生徒数：230 名</li> </ul>
H23. 3. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 時 00 分 全広野町民に避難指示を発令（町長発令）</li> </ul>
H23. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場機能及び災対本部を小野町町民体育館へ移転</li> </ul>
H23. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業式及び修了式の中止を指示</li> </ul>
H23. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島高専に小中学校教職員詰所設置</li> <li>小学校全児童数：289 名</li> <li>（区域外就学先学校数 県内：51 校 県外：64 校）</li> <li>・ 中学校全生徒数：183 名</li> <li>（区域外就学先学校数 県内：15 校 県外：17 校）</li> </ul>
H23. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場機能及び災対本部をいわき市湯本に移転</li> </ul>
H23. 4. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時避難準備区域に指定される（広野町全域）</li> </ul>
H23. 7. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野小児童・保護者に対し、いわき市立中央台南小学校での間借り開校、中央台南小学校内広野小学校への通学意向調査（アンケート）実施</li> </ul>
H23. 8. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野小学校児童・保護者への開校説明会</li> </ul>
H23. 8. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央台南小学校内での広野小学校再開（開校式）</li> <li>再開時児童数：65 名／289 名</li> <li>スクールバスは全 4 コース（4 台）・・・いわき市内のみ巡行</li> </ul>
H23. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央台南小学校児童との対面式</li> </ul>
H23. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野中学校生徒を受け入れている全国の中学校長に対し、学校再開を通知</li> <li>・ 湯本第二中学校内広野中学校への通学意向調査（アンケート）実施</li> </ul>
H23. 9. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野中学校生徒保護者に対し、湯本第二中学校での再開に係る説明会を実施</li> </ul>
H23. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時避難準備区域解除</li> </ul>
H23. 10. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湯本第二中学校での広野中学校再開（開校式）</li> <li>再開時生徒数：18 名／183 名</li> <li>スクールバスは全 3 コース（3 台）</li> </ul>
H24. 3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場機能及び災対本部を広野町に戻す</li> </ul>
H24. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示解除（町長発令指示解除）</li> </ul>
H24. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学式</li> </ul>
H24. 4. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の広野町帰還に関する協議</li> </ul>
H24. 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野町での学校再開に関する保護者説明会（～3 日）</li> </ul>
H24. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者に対し、広野町での学校再開を通知</li> <li>・ 広野町にて再開させる学校への通学意向調査（アンケート）実施</li> </ul>
H24. 8. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広野町学校等（児童館・保育所・幼稚園・小学校・中学校）の合同再開式</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園：4名 ・小学校：65名／267名 ・中学校：31名／167名</li> <li>・スクールバスは全9コース（9台）</li> <li>【内訳】 町内：2コース（2台），町外：7コース（7台）</li> </ul>
H24. 9. 10	・広野町立幼・小・中学校合同防災教室（原発事故を想定した合同避難訓練）
H25. 4. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・幼稚園：24名／77名 ・小学校：69名／265名 ・中学校：41名／151名</li> </ul>
H25. 5. 2	・広野町立幼・小・中学校合同防災教室（地震及び原発事故を想定した合同避難訓練）
H25. 8. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2学期始業式</li> <li>・幼稚園：28名／77名 ・小学校：74名／265名 ・中学校：42名／151名</li> </ul>
H25. 12. 3	・福島県知事，県議会にて中高一貫校を広野町に設置することを表明
H26. 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・幼稚園：39名／97名 ・小学校：91名／241名 ・中学校：50名／143名</li> </ul>
H26. 7. 14	・広野町，福島県教育委員会と中高一貫校に係る相互協力・連携に関する協定を締結
H26. 6. 28	・首都圏の大学生(AA0)による広野中学校学習支援事業(町営学習塾)を開始
H26. 8. 3	・震災以降不在だったALTがイギリスより着任
H26. 8. 6	・福島県知事，中高一貫校名を「ふたば未来学園高等学校」と発表
H26. 8. 9	・広野町再会交流事業「集まれ！！ひろのっこ」を開催
H26. 8. 25	・ふたば未来学園高等学校が広野中学校を仮校舎とすることに伴い， 広野中学校が広野小学校北校舎にて開校
H27. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・幼稚園：46名／99名 ・小学校：110名／213名 ・中学校：66名／144名</li> </ul>
H27. 4. 8	・広野中学校を使用して「ふたば未来学園高等学校」が開校
H27. 8. 20	・広野中学生海外教育交流派遣事業を再開(訪問国：カナダ)
H28. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・幼稚園：51名／92名 ・小学校：142名／210名 ・中学校：69名／132名</li> </ul>
H29. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・幼稚園：54名／90名 ・小学校：143名／187名 ・中学校：83名／121名</li> </ul>
H30. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・幼稚園：67名／99名 ・小学校：153名／188名 ・中学校：66名／89名</li> </ul>
H31. 3. 28	・広野中学校が本校舎にて再開
H31. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広野町立広野こども園開園</li> <li>・平成31年度入学式・第1学期始業式</li> <li>・小学校：161名／190名 ・中学校：76名／92名</li> <li>・広野小中学校2km圏内において徒歩通学再開</li> <li>町内遠距離地域のみスクールバス5コース運行</li> </ul>
H31. 4. 8	・福島県立ふたば未来学園中高一貫校開校



徒歩通学を再開した子どもたち (H31)

## 法令関係（抜粋）

### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（基本理念）

#### 第一条の二

地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

#### 第一条の三

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

#### 第一条の四

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

(3) 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

(4) 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。

ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

第二次広野町教育ビジョン  
(2020年度～2024年度)

令和2年4月1日発行

---

発行 福島県広野町  
編集 広野町教育委員会  
〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35  
TEL : 0240-27-4166 / FAX : 0240-27-4702  
URL : <http://www.town.hirono.fukushima.jp/>

広野町 「みかんが実る教育の丘」



## 広野町章の意義

「ひろの」の「ひ」を図案化したもので円形は融和と団結を表し、  
翼形は産業文化の発展と躍進を表現したものです。